

番号	根拠条文	代表的な指摘事項	減算対象	適応開始	追加日
1	3条4項	障害がい児の人権に関する研修（虐待防止に関する研修など）を行っていない			
2	12条1項	すべての利用者と利用契約が事業種別ごとに結ばれていない			
		重要事項説明書に必要事項（別紙2 チェックシート確認（注1））が記載されていない			
		重要事項説明書の内容と実態に相違がある			
		重要事項説明書の内容と運営規定の内容との間に相違がある			
		重要事項説明書の苦情の市町村の窓口が利用者の支給決定を受けた区保険福祉センターとなっていない			
		重要事項説明書のの事故報告の市町村の連絡先が大阪市障がい者施策部障がい支援課となっていない			
		重要事項説明書の利用者同意欄が、利用者にサービス利用の開始の同意と誤解されかねない文言となっている			
3	12条2項	契約書や重要事項説明書について、前もって障がい特性に応じた対応（ルビ版、拡大文字版、録音盤、点字版などの中から最低2つ）がなされていない			
4	13条1項	利用者との契約内容などの必要事項を受給者証に記載していない			
5	13条3・4項	契約内容報告書を市町村（大板市の場合は区保健福祉センター）に送っていない			
6	14条	利用申し込みなどに対して適正な理由（別紙2 チェックシート確認（注2））がなく提供拒否をしている			
		正当な提供拒否であっても、提供拒否の差異に、そのやり取りや経緯を記録していない			
7	16条各項	サービス提供を拒否する場合にその代替措置（他事業所の紹介等）をしていない			
8	17条	受給者証のコピーもしくは支給決定内容等の書き写しを行っていない			
9	19条	契約時のアセスメントの内容が不十分			
		契約時のアセスメントがない人もいる			
10	21条各項	日報をつけていない			
		日報または実績記録票に利用者確認（印）がない			
11	22条	利用料及び利用料以外の費用の受領の際に領収書を交付していない			
	23条	利用料以外の費用を受領するのに、あらかじめ文章で同意を得ていない			
	70条	22条・23条に同じ			
12	25条1項	法定代理受領通知を利用者に送っていない			
	26条の 2	指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	支援プログラム未公表減算	令和 7 年 4 月 1 E	2024/4/1 令和 7 年 3 月31日までは努力義務
	26条の 3	障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられることができるようにすること で、障害の 有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（例えば保育所等への移行支援等、地域との交流の機会の確保）			2024/4/1（新規）
13	26条3項	質の評価、改善に向けた取り組み（例：利用者へのアンケート、職員の自己評価等）を行っていない	自己評価結果等未公表減算	2019)H31.4～	
	26条 4 項	指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。			2024/4/1（新規）
	26条 6 項	指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない			2024/4/1（見直し）
	26条 7 項	おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。			2024/4/1（見直し）
14	27条各項	個別支援計画が作成されていない	個別支援計画未作成減算		
		個別援計画作成の際にアセスメントを行っていない			
		計画作成時にかかる個々の利用者ごとのケース会議を行っていない。行っているが記録に残していない			
		個別支援計画を利用者に交付していない	個別支援計画未作成減算		
		個別支援計画に利用者の捺印がない	個別支援計画未作成減算		
		6ヶ月に1回の計画見直し（更新）を行っていない	個別支援計画未作成減算		

		計画期間のモニタリングを行っていない	個別支援計画未作成減算
		作成が児童発達支援管理責任者名義ではない	個別支援計画未作成減算
		日付が抜けている	個別支援計画未作成減算
		指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならない	
	27条第7項	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。	
15	31条各項	あらかじめ食事の提供の有無を重要事項説明書等に明記していない（児童発達支援センターに限る）	
		食事の費用や内容について文書で同意を得ていない（児童発達支援のみ）	
	第33条の18	障害福祉サービス等情報公表システム 上、未報告（障害福祉サービス等情報公表制度。WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表）	情報公表未報告減算
16	34条	緊急時対応マニュアルがない	
17	36条	運営規定に必要事項が記載されていない	
	63条	運営規定の内容と実態とに相違がある	
	78条	36条・63条に同じ	
18	38条1項	月ごとの勤務表（予定・実績）を作っていない	サービス提供職員欠如減算
		勤務表がある人が人員配置を満たしているのか確認できない様式である	サービス提供職員欠如減算
19	38条2項	雇用契約等のない従業者がいる	サービス提供職員欠如減算
20	38条3項	研修を行っていない	
		研修を行っているがその記録を作成していない	
21	39条	定員を遵守していない	定員超過利用減算
22	40条1項	非常災害時のマニュアルを作成していない	
23	40条2項	年に2回以上の非常災害訓練を行っていない（児童発達支援センターは月に1回）	
		非常災害訓練を行っているが、その記録を残していない	
25	41条1項	従業者の健康診断を行っていない	
		健康診断を行っているがその結果を事業所で把握していない	
		健康診断を行っているが労働安全衛生法の規定にもとづいた項目の検査ではない	
		感染症マニュアルがない	
26	43条	重要事項を掲示していない（運営規定ではなく、重要事項説明書を掲示してください）	
27	44条各項	車いすベルトやベット柵に使用に関して、利用者または家族から同意を得ていない	
		身体拘束を行う場合に、周囲の状況、時間、利用者の様子、緊急やむを得ない理由等を記録していない	
28	47条2項	秘密保持の誓約書をとれていない従業者がいる	
		秘密保持の契約書等に退職後も秘密を漏らさない旨の規定がない	
29	47条3項	個人情報の使用同意がとれていない利用者がある	
		個人情報を使用する可能性のある家族全員から個人情報の使用同意がとれていない	
30	50条各項	苦情相談の受付台帳がない	
		苦情相談マニュアルがない	
		苦情の記録が極端に少ない（利用者からの相談を含めて記録していない）	
31	52条1項	事故対応マニュアルがない	
32	52条2項	事故報告書の台帳がない	
		事故報告の記録が極端に少ない（ひやりはっと事例を記録していない）	
33	52条3項	賠償保険に加入していない。加入期間が切れている	
34	53条	会計を事業ごと（事業所ごとではなく事業ごと）に区分していない	

2024/4/1（見直し）

2024/4/1（新規）

2024/4/1（新規）

		(例：児童発達支援と放課後等デイサービスを一体的に運営している事業の場合は、内訳書を作成するなどして、両事業所ごとに収入と支出の金額が分かるようにしてください)
35	54条	諸記録を5年間保存していない
36	44条	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催していない
		身体拘束等の適正化のための指針の整備をしていない
		身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施していない（年1回以上）
37	45条	虐待防止に係る取組みのための虐待防止委員会の定期開催していない
		虐待防止に係る取組みのための従業者への研修の実施していない（年1回以上）
		虐待防止に係る取組みのための責任者の設置していない
38	38条2項	業務継続計画のための必要な研修及び訓練を定期的に実施していない
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない
		業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算
39	40条2項	安全計画について研修及び訓練を定期的に実施していない
		保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない
		定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていない
40	40条3項	自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っていない
41		不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を定めていない（障害者差別解消法）
42	運営基準	支援内容の見える化を進める観点から、5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成・公表を行っていない

身体拘束廃止未実施減算

2023)R5.4～

身体拘束廃止未実施減算

2023)R5.4～

身体拘束廃止未実施減算

2023)R5.4～

虐待防止措置未実施減算

2024/4/1（新規）

虐待防止措置未実施減算

2024/4/1（新規）

虐待防止措置未実施減算

2024/4/1（新規）

業務継続計画未実施減算

2024)R6.4～ 2024/1/18

2024)R6.4～ 2024/1/18

業務継続計画未実施減算

2024/4/1（令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。）

2024)R6.4～ 2024/1/18

2024)R6.4～ 2024/1/18

2024)R6.4～ 2024/1/18

2024)R6.4～ 2024/1/18

2024)R6.4～ 2024/1/18

支援プログラム未公表減算

2025)R7.4～ 2024/7/28

注1 重要事項説明書に明記すべき事項は次の通りです。

☐	①	事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、
☐	②	運営規定の概要の概要（事業の目的、運営の方針、主たる対象とする障がいの種類、営業日時、通常の事業の実施地域）
☐	③	管理者指名
☐	④	従業者の勤務体制
☐	⑤	提供するサービスの内容とその料金について（厚生労働省通知に基づき、利用料が決定することを明記されていれば必ずしも料金表そのものを明記する必要はありませんが、料金表を載せる場合は、伊一単位の単価を掛けた金額が正しい金額になっているかどうか確認してください。）
☐	⑥	その他費用（食費、日用品費など）について
☐	⑦	（利用料、その他費用の）請求及び支払いに方法について
☐	⑧	秘密保持と個人情報保護について
☐	⑨	事故発生時の対応方法（損害賠償の方法を含む。なお、市町村の報告先を記載する場合は、区役所でなく大阪市役所障がい者施策部障がい支援課を記載してください）
☐	⑩	緊急時の対応方法
☐	⑪	苦情解決の体制及び手順
☐	⑫	苦情相談の窓口（事業所の苦情相談窓口）
☐	⑬	苦情・相談の連絡先（市町村窓口として支給決定を行った区役所の保健福祉課を、公的機関の窓口として大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会を明記してください）

☐	⑭	虐待防止について（「逆k待望しに関する責任者の指名」「苦情解決体制の整備を行う旨」「従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を行う旨」を明記してください）
☐	⑮	事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄
☐	⑯	サービス提供開始予定年月日（説明を行った日とは別に記入欄を設けてください）
sp	sp	sp
注 2		提供を事業所が拒否できる正当な理由とは次の通りです。
☐	①	利用定員を超える場合
☐	②	入院加療が必要な場合
☐	③	運営規定において、主たる対象とする障がいの種類を定めている場合に、これに該当しない障がい特性の方からの利用申し込みである場合